

令和3年5月21日

介護保険運営協議会等の目的及び役割

1 日野市介護保険運営協議会

日野市の介護保険事業の円滑な運営及び介護保険サービスの向上を図るため、次に掲げる事項を協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 日野市介護保険事業計画の策定と進捗状況の検証及び評価に関する事項
- (2) 日野市の介護保険事業の推進と高齢者福祉向上のために必要な事項
- (3) その他介護保険事業に関して市長が必要と認める事項

2 日野市地域包括支援センター運営協議会

日野市における地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公平性・中立性の確保その他その円滑かつ適正な運営を図るため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。
 - ア センターの担当する圏域の設定に関すること。
 - イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更
 - ウ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施
 - エ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託する居宅介護支援事業所の選定
 - オ その他運営協議会がセンターの公平・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項
- (2) センターの運営に関すること。
 - ア 運営協議会は、毎年度ごとに、センターより次に掲げる書類の提出を受け、定期的又は必要に応じて、事業内容の評価を行うものとする。
 - (ア) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
 - (イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書
 - (ウ) その他運営協議会が必要と認める書類
- (3) センター職員の確保に関すること。
- (4) 地域包括ケアに関すること。

3 日野市在宅高齢者療養推進協議会

高齢者が安心して在宅療養を受けられるよう、介護、福祉、医療、保健の各分野のサービス提供主体間における円滑かつ有機的な連携体制の構築を推進するため、次に掲げる事項を協議し、その結果を必要に応じて市長に報告する。

- (1) 在宅療養における介護、福祉、医療、保健の各分野の関係機関及びサービス提供主体間の連携に関すること。
- (2) 在宅療養に関する課題の検討に関すること。
- (3) 在宅療養の推進に係る情報の普及啓発に関すること。
- (4) その他在宅療養の推進に関し、市長が必要と認める事項

4 日野市地域密着型サービスⁱ運営委員会

介護保険法の規定に基づく必要な措置を講じ、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスⁱⁱ（以下「地域密着型サービス等」という。）の適正な運営を確保するため、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域密着型サービス等事業者及び介護予防支援事業者の指定に関すること。
- (2) 地域密着型サービス等に従事する従業者の基準に関すること。
- (3) 地域密着型サービス等事業の設備及び運営の基準に関すること。
- (4) 地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費の額に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域密着型サービス等に関し必要と認めること。

ⁱ 日野市内において、要介護者に対し提供されるサービス

ⁱⁱ 日野市内において、要介護者より軽度の要支援者に対する介護予防サービス

○日野市介護保険運営協議会設置要綱

平成 18 年 5 月 22 日

制定

改正 平成 23 年 6 月 16 日 平成 24 年 11 月 21

日

平成 28 年 3 月 31 日 平成 30 年 3 月 27

日

(設置)

第 1 条 日野市の介護保険事業の円滑な運営及び介護保険サービスの向上を図るため、日野市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 日野市介護保険事業計画の策定と進捗状況の検証及び評価に関する事項
- (2) 日野市の介護保険事業の推進と高齢者福祉向上のために必要な事項
- (3) その他介護保険事業に関して市長が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 協議会の構成委員は、次に掲げる委員 20 人以内で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 市民委員（介護保険の被保険者）
- (2) 社会福祉関係の学識経験者
- (3) 保健・医療機関が推薦する者
- (4) 介護保険サービス提供事業者の代表者
- (5) 地域における福祉関係団体の代表者
- (6) 行政職員

2 市民委員は、3 人を一般公募により選出する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、就任の日から当該就任の日の属する年度の翌々年度の 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間

とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、運営協議会の議長となる。
- 3 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 委員が運営協議会に出席したときは、別に定める所定の金額を謝礼金として支払う。ただし、日野市の職員等には支払わない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年5月22日から施行する。

付 則 (平成23年6月16日)

この要綱は、平成23年6月16日から施行し、この要綱による改正後の日野市介護保険運営協議会設置要綱の規定は、平成23年6月1日から適用する。

付 則 (平成24年11月21日)

この要綱は、平成 24 年 11 月 21 日から施行し、この要綱による改正後の日野市
介護保険運営協議会設置要綱の規定は、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。

付 則（平成 28 年 3 月 31 日）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 30 年 3 月 27 日）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

○日野市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成 17 年 11 月 30 日

制定

改正 平成 24 年 11 月 21 日 平成 28 年 2 月 1 日

日

平成 30 年 3 月 27 日 平成 30 年 11 月 16

日

(設置)

第 1 条 日野市における地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公平性・中立性の確保その他その円滑かつ適正な運営を図るため、日野市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。
 - ア センターの担当する圏域の設定に関すること。
 - イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更
 - ウ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施
 - エ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託する居宅介護支援事業所の選定
 - オ その他運営協議会がセンターの公平・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項
- (2) センターの運営に関すること。
 - ア 運営協議会は、毎年度ごとに、センターより次に掲げる書類の提出を受け、定期的又は必要に応じて、事業内容の評価を行うものとする。
 - (ア) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
 - (イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(ウ) その他運営協議会が必要と認める書類

- (3) センター職員の確保に関すること。
- (4) 地域包括ケアに関すること。

(組織)

第3条 運営協議会の構成委員は、市長が選定する次に掲げる委員 20 人以内をもって組織する。

- (1) 市民委員（介護保険の被保険者）
- (2) 社会福祉関係の学識経験者
- (3) 保健・医療機関が推薦する者
- (4) 介護保険サービス提供事業者の代表者
- (5) 地域における福祉関係団体の代表者
- (6) 行政職員

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から当該就任の日の属する年度の翌々年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、運営協議会の議長となる。
- 3 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を運営協議会に出席させ、

意見を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 委員が運営協議会に出席したときは、別に定める所定の金額を謝礼金として支払う。ただし、日野市の職員等には支払わない。

(庶務)

第8条 運営協議会の事務局は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年11月30日から施行する。

付 則（平成24年11月21日）

この要綱は、平成24年11月21日から施行し、この要綱による改正後の日野市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の規定は、平成24年10月1日から適用する。

付 則（平成28年2月1日）

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

付 則（平成30年3月27日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成30年11月16日）

この要綱は、平成30年11月16日から施行する。

○日野市在宅高齢者療養推進協議会設置要綱

平成 24 年 10 月 30 日

制定

改正 平成 28 年 2 月 1 日 平成 30 年 3 月 27

日

平成 30 年 5 月 1 日

(設置)

第 1 条 高齢者が安心して在宅療養を受けられるよう、介護、福祉、医療、保健の各分野のサービス提供主体間における円滑かつ有機的な連携体制の構築を推進するため、日野市在宅高齢者療養推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議し、その結果を必要に応じて市長に報告する。

- (1) 在宅療養における介護、福祉、医療、保健の各分野の関係機関及びサービス提供主体間の連携に関すること。
- (2) 在宅療養に関する課題の検討に関すること。
- (3) 在宅療養の推進に係る情報の普及啓発に関すること。
- (4) その他在宅療養の推進に関し、市長が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 協議会の構成委員は、次の各号に掲げる委員 20 人以内で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 市民委員（介護保険の被保険者）
- (2) 社会福祉関係の学識経験者
- (3) 保健・医療機関が推薦する者
- (4) 介護保険サービス提供事業者の代表者
- (5) 地域における福祉関係団体の代表者
- (6) 行政職員

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から当該就任の日の属する年度の翌々年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(検討部会)

第7条 第2条に掲げる所要事項の検討を円滑に進めるため、協議会の下に検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会は、次の各号に掲げる委員10人以内で組織する。
 - (1) 会長が指名する委員
 - (2) 日野市立病院の代表者
 - (3) 前号に掲げる者のほか、会長が指名する者
- 3 検討部会は、検討部会において協議した内容を協議会に報告するものとする。

(部会長等)

第8条 検討部会に部会長を置き、会長が指名する部会員がこれに当たる。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

(部会の会議)

第9条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会の議長となる。

3 部会は、部会員の過半数の出席をもって成立するものとする。

4 部会の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を部会に出席させ、意見を聴くことができる。

(謝礼)

第10条 委員が協議会及び検討部会に出席したときは、別に定める所定の金額を謝礼金として支払う。ただし、日野市の職員等には支払わない。

(庶務)

第11条 協議会及び検討部会の庶務は、健康福祉部在宅療養支援課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び検討部会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年10月30日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

付 則 (平成28年2月1日)

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月27日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年5月1日)

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

○日野市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

平成 23 年 1 月 1 日

制定

改正 平成 28 年 3 月 15 日

(設置)

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 5 項、第 54 条の 2 第 5 項、第 78 条の 2 第 7 項、第 78 条の 4 第 6 項、第 115 条の 12 第 5 項、第 115 条の 14 第 6 項及び第 115 条の 22 第 4 項の規定に基づく必要な措置を講じ、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）の適正な運営を確保するため、日野市地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域密着型サービス等事業者及び介護予防支援事業者の指定に関すること。
- (2) 地域密着型サービス等に従事する従業者の基準に関すること。
- (3) 地域密着型サービス等事業の設備及び運営の基準に関すること。
- (4) 地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費の額に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域密着型サービス等に関し必要と認めること。

(委員)

第 3 条 委員は、日野市介護保険運営協議会設置要綱（平成 18 年 5 月 22 日制定）第 3 条の規定により市長が委嘱した日野市介護保険運営協議会委員をもって充てる。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

2 会長は、委員会において会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(謝礼)

第6条 委員が委員会に出席したときは、別に定める所定の金額を謝礼として支払う。ただし、日野市の職員等には支払わない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月15日)

この要綱は、平成28年3月16日から施行する。